廃棄物の野焼きは禁止されています

野焼きは、煙・悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質、火災発生の原因になります。

ごみの野外焼却（野焼き）に関する苦情が市役所に寄せられています。

ごみの野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部の焼却を除いて法律で禁止されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（平成１２年６月追加）

（焼却禁止）

第１６条の２　何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

１　一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

２　他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

３　公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

焼却禁止の例外について

野焼きの例外となる廃棄物の焼却については、次の表のとおり、政令で決められています。

ただし、例外となっている場合であっても、大量の煙やにおいが出て苦情の原因になることがあります。やむを得ず焼却する場合は、草木をよく乾かし、天候・風向き・時間帯に十分注意し、煙がなるべく出ないよう少量ずつ燃やすなど周囲の生活環境に配慮してください。周囲から煙、においの苦情が出た場合は、速やかに焼却の中止をお願いします。

政令（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第１４条　法第１６条の２第３号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。	主　な　具　体　例
１　国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き(河川管理者)、道路側の草焼き(道路管理者)、漂着物等の焼却(海岸管理者)
２　震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練 凍霜害防止のための稲わらの焼却（廃タイヤ焼却は不可）
３　風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	どんど焼き（正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事）、塔婆の供養焼却
４　農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、魚網にかかったゴミの焼却
５　たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー

ドラム缶での焼却はダメですか？

ドラム缶・ブロック囲い・穴を掘っての焼却などのほか、一定の構造基準（下図）を満たしていない焼却炉についても燃焼時の温度の管理や排ガス対策が行われず、ダイオキシン類などの有害物質の発生を抑えることができないことから、法律で使用が禁止されています。周囲の住民の方への迷惑や有害物質・火災発生の原因になりますので、廃棄物はごみ収集日に出すよう心がけましょう。

図）小型焼却炉の構造基準（法改正により平成１４年１２月１日より適用）

太枠内は平成１４年１２月１日から新たに追加された構造、細枠内は既に規制されている構造・方法。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可対象施設（香南清掃組合等）には、さらに厳しい基準が適用されています。

ビニール・プラスチック類の焼却の禁止

どのような場合でも、ビニール・プラスチック類の焼却は禁止されています。

違反すると…

野外焼却について、個人が違反した（未遂も同じ）場合は、懲役５年以下若しくは１千万円以下の罰金、またはその併科に処せられることがあります。法人については１億円以下の罰金刑を科せられる場合があります。

市役所に通報をお願いします

禁止されている廃棄物の野外焼却（野焼き）を目撃した場合は、最寄りの市役所各機関までご連絡ください。

環　境　課	☎５３−１０６３
香北支所地域振興課	☎５９−２３１５
物部支所地域振興課	☎５８−３１１１

ダイオキシンの発生について

ダイオキシンは猛毒で、主に物を燃やすことで発生します。また、不完全燃焼によって発生しやすくなることが知られていますので、ごみを焼却する場合には、高温での焼却、排ガスの適正な処理ができる設備の整った焼却施設で処理することが望ましいと考えられます。

ごみの量が減れば、ダイオキシンの発生量が減るので、ものを大切に長く使うことやごみの分別・リサイクルを進めていくことなどにより、ごみの発生量を減らすことが重要です。特に、生ごみのほとんどは水分です。『押しの一手』などを活用し、ごみの減量にご協力ください。